組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十一日

京都市左京区岩倉忠在地町一七六番地

合名会社山田アセットマネジメント

代表社員　山田　尚史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月二十七日

掲載頁　一八五頁（号外第二一〇号）

平成二十五年十月十一日

東京都大田区池上四丁目三番一七号

株式会社チモトコーヒー

代表取締役　治面地秀一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月十一日

横浜市鶴見区汐入町一丁目九番地

有限会社旭川鉄工所

代表取締役　永草　繁行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百二十万円減少し二百八十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月四日

掲載頁　六十四頁（号外第二一六号）

平成二十五年十月十一日

大阪市福島区福島五丁目六番三一号堀内ビル

株式会社セフト

代表取締役　鳥居　康三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月四日

掲載頁　六十二頁（号外第二一六号）

平成二十五年十月十一日

福岡県北九州市若松区青葉台南一丁目二番三号

株式会社エッグ・プラミング

代表取締役　住本　良広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千二万五千円、資本準備金の額を四億五千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十月十一日

三重県鈴鹿市寺家町九八七番地の一

東海トリムホールディングス株式会社

代表取締役　横田　清澄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十一日

東京都港区芝大門二丁目三番九号

株式会社種村商会

代表取締役　冨永　進

株式交換につき通知公告

当社は、ナトコ株式会社（本店所在地　愛知県みよし市打越町生賀山一八番地）を当社の完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年十一月一日です。

平成二十五年十月十一日

愛知県みよし市打越町池下二九番地の二

巴興業株式会社

代表取締役社長　田中　和夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十一月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月十一日

宮城県角田市角田字野田前九五番地

角田レミコン株式会社

代表取締役　森　孝次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤大一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十一日

東京都中央区銀座八丁目一四番九―六〇二号

エフエスエー・インク

日本における代表者　佐藤大一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中田大輔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十一日

大阪市中央区南船場四丁目二番一一号ベネトン心斎橋ビル一〇F

HUGO, Inc.

日本における代表者　中田　大輔

限定承認公告

本籍東京都大田区東六郷三丁目三番、最後の住所千葉県君津市西坂田二丁目六番七号

被相続人　亡　伊藤　盛男

右被相続人は平成二十五年四月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

東京都西東京市南町五丁目九番六号　カリヴィエ一〇一号　限定承認者　伊藤　達也

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川一丁目一四一番地、最後の住所神奈川県横浜市中区松影町三丁目一二番地二　林会館三一六号室

被相続人　亡　藤田　一幸

右被相続人は平成二十五年七月四日死亡し、その相続人は平成二十五年十月三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

神奈川県川崎市中原区中丸子三五番八号四〇六号室

限定承認者　有澤　晶子

限定承認公告

本籍静岡県浜松市浜北区横須賀六七二番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区西美薗七八九番地の三北棟　被相続人　亡　丸山　武美

右被相続人は平成二十五年三月二十五日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

静岡県浜松市浜北区西美薗七八九番地の三北棟　相続財産管理人　丸山しつゑ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額百五十二億二千万円を一億二千五百万円減少して百五十億九千五百万円とし、発行済優先出資総口数三十万四千四百口のうち二千五百口を一口に対して金五万円をもって有償消却して三十万千九百口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十五日

掲載頁　一一四頁（号外第六十号）

平成二十五年十月十一日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｓｃｅｎｄａｓ　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ特定目的会社　取締役　目黒　正行

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十一日付第二三二号八　〇ページ●同日付政府調達第一九二号一二八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）